

ともによりそい・はぐくむ 南相馬市人権施策推進計画 (素案)

南相馬市の写真等を数点掲載を予定

第 1 章

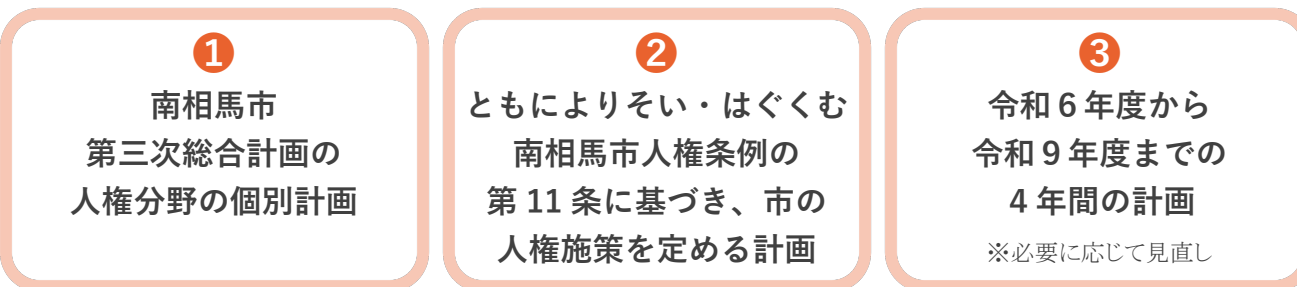
ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画策定にあたって

(1) 計画策定にあたって

南相馬市では、市民一人ひとりが日本国憲法の定める基本的人権の尊重を改めて認識し、個々の価値観を相互に理解し、多様性を認め合い、ともによりそい、心をはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会の実現に向け、令和5年に「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」を制定しました。

この「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」にある基本理念に基づき、市民によりそい必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進するため、「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権施策推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ・期間



第 2 章

南相馬市の現状

(1) アンケート調査結果

Q. 一人ひとりの人権が尊重 されていると思いますか	Q. 人権尊重の理解を深める ために必要な取り組み	Q. 人権啓発を今後どのように 進めていけば良いか
○そう思う…19.2%	○社会的に弱い立場にある人に対する 支援、救済策の充実…45.0%	○学校における人権教育を進める …66.1%
○そう思わない…10.1%	○人権侵害を受けた人を救済する制度 の充実…42.0%	○市の広報・ホームページを活用した 啓発…44.1%

(2) 南相馬市の人権施策推進のポイント



計画の方向性

(1) 計画の基本理念

「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」の理念を人権施策における南相馬市の目指すべき姿とし、本計画における基本理念とします。



○性別、年齢、障がい、人種、国籍、信条、性的マイノリティ、その他の事由を理由として不当な差別や人権侵害を認めない。

○全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重される。



(2) 計画の基本方針

方針 1	方針 2	方針 3	方針 4
人権教育の推進	人権啓発の推進	相談・支援体制の充実	人材の育成・確保
(1) 学校等における人権教育の推進 (2) 職場や団体、サークルにおける社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進	(1) 市民への人権啓発 (2) 企業等への人権啓発 (3) メディア等を活用した人権啓発	(1) 相談体制の充実 (2) 見守り体制の強化 (3) 人権侵害を受けた人の保護施設等の確保 (4) 不当な差別を受けた人への救済措置	(1) 行政職員及び相談員への研修 (2) 教職員への研修 (3) 医療・福祉関係者への研修 (4) 関係機関との連絡強化



具体的にどんなことに取り組むのかな？

第4章 基本方針の推進

方針1

人権教育の推進



教育機関での人権教育を進めていくことで、将来を見据えた人権への高い意識醸成を進めていきます。さらには、人権に関する教育を学校教育だけに委ねるのではなく、社会教育や家庭教育を通じて、家庭、地域等あらゆる場面において、人権教育を実践します。

(1) 学校等における人権教育の推進

- 幼年期からの人権に関する学習機会の提供
- 多文化共生教育の推進
- PTA・家庭での人権尊重に対する理解を深める対策の推進
- 学校等と行政・地域との連携

(2) 職場や団体、サークルにおける社会教育・生涯学習を通じた人権教育の推進

- 職場、地域、家庭等における人権文化・教育の意識啓発
- 人権教育を進めるための指導者の育成
- 市民主体の人権学習の推進

方針2

人権啓発の推進



幅広い年代に人権に関する意識づけを行うため、メディアやITを活用するとともに、高齢者等にも分かりやすい方法を取り入れるなど、すべての市民に浸透するようきめ細やかで多様な人権啓発の取組を推進します。

(1) 市民への人権啓発

- 生涯学習講座・研修会等の充実
- 多様な啓発媒体による人権啓発
- 関係機関との連携・協力

(2) 企業等への人権啓発

- 企業内人権研修等の促進と支援
- 就労の機会均等の確保
- 従業員の人権尊重に向けた啓発

(3) メディア等を活用した人権啓発

- マスメディア等を活用した人権啓発の推進
- 国際的動向との連携

第4章 基本方針の推進

方針3

相談・支援体制の充実



人権侵害を受けた市民への支援については、被害を受けた市民に対して相談・支援等の体制の充実が必要不可欠です。今後、人権尊重のまちづくりを進めていくために、人権侵害を受けた人や社会的に弱い立場にある人への支援及び相談体制を強化します。

（１）相談体制の充実

- 相談支援体制の充実
- 新たな人権課題に対応する相談窓口の整備
- 相談員の資質向上
- 相談事業（窓口）の周知啓発

（２）見守り体制の強化

- 見守り体制の強化
- 新たな人権課題に対応するためのネットワークの構築

（３）人権侵害を受けた人の保護施設等の確保

- 人権侵害を受けた人の保護施設等の確保のため関係機関との連携

（４）不当な差別を受けた人への救済措置

- 不当な差別を受けた人への救済措置の充実
- インターネットにおける人権侵害への対応や個人情報の保護に対する取り組み

方針4

人材の育成・確保



人権尊重のまちづくりを推進していくにあたっては、専門的な知識・スキルを有する人材の育成・確保が必要です。研修会等を通じた行政職員、学校関係者、医療・福祉関係者、支援関係者等の人材育成・確保を実践するとともに、相互に連携・協力する仕組みや体制構築を図ります。

（１）行政職員及び相談員への研修

- 行政職員の意識向上の促進
- 研修プログラム等による職員の育成

（２）教職員への研修

- 教職員への研修の実施

（３）医療・福祉関係者への研修

- 医療・保健関係者への研修の実施
- 福祉関係者への研修の実施

（４）関係機関との連携強化

- 関係機関との連携強化
- 人権課題に関わる組織のリーダー養成と活用

第5章 個別の人権課題

女性に関する人権

【主な取組】

- ジェンダー平等社会についての意識の啓発・広報活動の推進
- 女性が政策や方針決定の場に参画する環境の整備や促進
- ひとり親家庭などの援助が必要な家庭の自立した生活への支援
- 各種ハラスメント及びDV予防の啓発や研修、相談窓口・支援体制の確立



子どもに関する人権

【主な取組】

- 子どもに関わる専門職を対象とした研修・啓発
- 児童虐待、いじめの未然防止や早期発見のための相談窓口の設置
- 子どもの貧困やヤングケアラー世帯の実態把握
- スクールカウンセラー・やソーシャルワーカーなどの活用と連携

高齢者に関する人権

【主な取組】

- 高齢者の見守り体制の強化
- 成年後見制度、任意後見制度等の周知と利用促進
- 老人クラブ、いきいきサロン等、高齢者同士の交流の場の提供
- ハローワークやシルバー人材センターなどと連携した就労機会・情報の提供
- バリアフリー化や人権尊重の視点に立った人材の育成



障がいのある人 の人権

【主な取組】

- インクルーシブ教育の実現に向けた体制やシステム構築の検討
- 民生児童委員、相談支援専門員との連携強化と相談支援体制の充実
- ユニバーサルデザインやバリアフリーに関する啓発
- 合理的配慮の周知・啓発



性的マイノリティに関する人権

【主な取組】

- パートナーシップ・ファミリーシップ制度の利用の周知・啓発
- 性的マイノリティに対する市民への正しい理解の促進、啓発
- 性的マイノリティに関する相談窓口の整備

働く人に関する人権

【主な取組】

- 各種ハラスメントの防止について研修や啓発
- 多様な働き方への理解促進や職業差別防止に向けた啓発および多様な労働者が活躍できる就労環境の整備
- 人権に配慮した取組みを行っている企業等に対しての勧奨制度の検討



外国人に関する人権

【主な取組】

- 国際理解教育の推進
- 学校教育と連携した異文化芸術体験機会の創出
- 外国人市民を対象とした相談窓口の充実
- 広報やホームページ、パンフレット等の多言語化や「やさしい日本語」の活用
- 外国人労働者の適正な雇用・労働条件の確保
- ヘイトスピーチ・ヘイトクライムの防止と適切な保護・救済体制の充実

インターネット・SNS等に関する人権侵害

【主な取組】

- 情報リテラシーや情報モラル教育に関する学習プログラム導入の検討
- 関係機関と連携したインターネット上の権利侵害に関する相談・支援
- デジタル・ディバイド対策の推進
- インターネット・SNS等での人権侵害に関するノウハウを持つ組織や団体との連携や協力体制の構築

犯罪被害者やその家族に関する人権

【主な取組】

- 犯罪被害者等への理解を深めるための研修の実施
- 早期からの支援につながる相談や情報提供および、関係機関や団体と連携した犯罪被害者等の平穏な日常生活への復帰に向けた支援

東日本大震災等の被災者に関する人権

【主な取組】

- 原発事故により飛散した放射性物質やALPS処理水の海洋放出等への偏見に対する正しい知識の情報提供や理解を深める啓発

新型インフルエンザ等の感染症（患者）に関する人権

【主な取組】

- ポストコロナ社会における人権に配慮した行動に関する教育や啓発
- 新たなウイルス等感染症に関する適切な情報発信
- 新型インフルエンザ感染症等に関する正しい知識と理解を深める啓発

さまざまな人権問題

【同和問題】

【アイヌの人々】

【ホームレス】

【刑を終えて出所した人】

本計画の推進にあたって

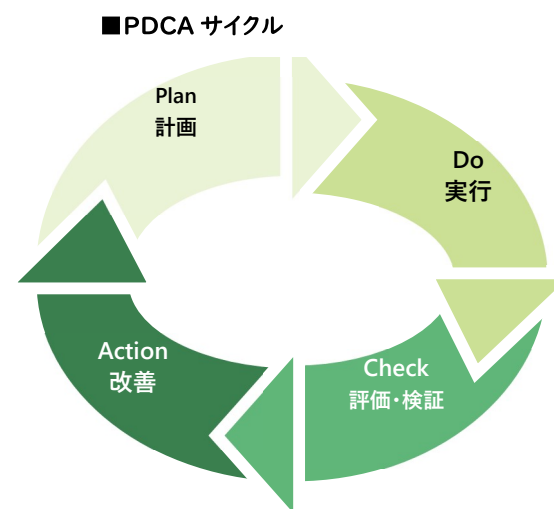
(1) 本計画の推進体制

本計画を総合的かつ効果的に推進するため、市民課窓口サービス係を中心に全庁的な取組を進めます。関係部署相互の緊密な連絡調整を図り、総合的かつ効果的に諸施策の推進に努めるとともに、本計画の趣旨を十分踏まえた上で実施します。

併せて、本計画の実行、評価・検証、改善を促していく「PDCA サイクル」に沿って進行管理を行い、実効性の高いものとしていきます。

計画の実施にあたっては、「南相馬市第三次総合計画」をはじめ他の各課所の計画との整合性を図りながら、全庁的に連携した理解・協力の下、策定された本計画を具体化するため、人権施策関連事業を明らかにするとともに、確実に推進できるよう目標などを明確に示す実施計画を別途作成し、人権の観点から事業の評価などの進行管理を行い、本計画を推進していくこととします。

また、人権施策関連事業の効果は、じっくりと時間をかけて現れてくるものであるとの考えから、継続した取組が必要である一方で、社会状況の変化等に応じて、新規に取り組むべき事業を盛り込むほか、点検・評価結果を踏まえて事業を柔軟に見直しながら、人権施策を展開していくこととします。



南相馬市とによりそい・はぐくむ人権施策推進計画【概要版】

発 行 / 南相馬市 市民生活部 市民課(令和6年 月)
〒975-8686 福島県南相馬市原町区本町2丁目 27 番地
TEL:0244-24-5297 FAX:0244-24-5347